

国地契第76号  
国官技第315号  
国営計第169号  
平成16年3月1日

総務部長 あて  
各地方整備局企画部長 あて  
営繕部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長  
国土交通省大臣官房技術調査課長  
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

### 建設業法改正の経過措置に伴う公告等の記載内容について

「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」(平成15年法律第96号)の規定による建設業法の一部改正に伴う経過措置により、一般競争入札における公告等の記載を下記のとおり取扱うこととしたので遺憾なきよう措置されたい。

### 記

1. 「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)(別添1)標準入札公告例2(6)③を以下のように記載する。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
2. 「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)(別添2)標準入札説明書例4.(6)③を以下のように記載する。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
    - ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
    - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

### 附則

本通達による措置は、平成16年3月1日より5年間に限り実施する。